

学位論文題名

ライファイゼン型農村信用組合の誕生と普及に関する実証的研究

— 19世紀末まで —

学位論文内容の要旨

世界で最初の農村の協同組合として位置づけられるドイツのライファイゼン型信用組合は、日本の産業組合のモデルとなったことから、常に我が国関係者の関心を集めてきた。しかしそうした関心の高さは、一方で日本とドイツの農村（業）協同組合を同一視する傾向を生み出すと同時に、研究対象が組合指導者を中心とする人物論的アプローチ、協同組合思想からの接近、さらに法的論述に偏るという限界をもたらした。

本論文ではそうした限界を視野におさめながら、資本主義経済の進展下におけるドイツ（特にライン地方）の小農経営の小商品生産者としての上向発展、そのような小農経営を没落に追いやる前期的商人資本の存在、そして過渡的な段階にあった村落機能を挺子とした信用組合の設立、というプロセスを客観的かつ理論的に究明することを課題としている。

序章では、農村現場での多数の記録、諸組合の議事録などのオリジナル資料に依拠しつつ、「自助」、「自己責任」、「自己管理」という近代的協同組合としての内実を備えた信用組合がいつ、いかなる形で誕生したのかという分析視角が重視され、提示されている。

第1章では、組合発祥の地となったライン州（ノイヴィート郡）の19世紀中葉の国民経済上の位置と、幅広い存在を示した小農経営についての性格規定が行なわれる。当時の様々な報告書から、当地の小農経営は複雑な様相を帯びながらも、商品経済・貨幣経済の浸透の中で、小農のまま農産物の商品化の度合いを確実に強めていった事実が確認された。しかし、彼らをめぐる情勢は単純には進展せず、村落共同体機能の部分的残存、前期的商人資本の広範な存在という状況が一般的であった。それらは資本主義的生産様式の進展と小農経営の存在の矛盾として捉えられるが、後者は特に彼らの存在を脅かす最大の障害と意識されていた。

したがって、小農経営の負債累積問題の解決こそは緊急の課題だったのである。ここでは、以上の点が客観的、具体的に叙述され、村落一丸となった信用組合設立への必然性が導きだされる。

第2章では、一次資料に依拠しながら、組合運動の指導者F. W. ライファイゼンの思想と諸活動についての具体的検討がなされている。日本とは異なり、住民運動としての長い歴史を持つドイツの組合運動は、それ故に試行錯誤の繰り返してあった。したがって、そうした運動の軌跡を分析し、性格規定を行なうことは非常に大きな意味を有している。彼の指導による、1840年代、50年代の3つの組合（ヴァイエルブッシュのパン組合、フラマースフェルトの貧農救済組合、ヘッデスドルフの福祉組合）はドイツ農協史の中で燦然と輝く功績となったが、結果としては「自己責任」、「自己管理」という条件を満たしたにすぎず、協同組合としてのもうひとつの条件である「自助」の内実は欠如したままであった。したがって、これらの実践活動は「協同組合前史」と位置づけられるが、ここではその成果と限界が詳細に吟味されている。それと同時に農村における協同組合の現実的形態が信用組合であることの意味が明示される。

第3章では、1862年設立のアンハウゼン貸付組合によって（近代的）農村信用組合が初めて世界で誕生した事実の、一次資料による確認とその意義についての叙述が展開されている。この年ドイツの農村において「自助」、「自己責任」、「自己管理」の条件を満たす協同組合としての信用組合がようやく誕生したのであるが、それは農村住民への資金貸付を活動目的とすること、貸付原資を外部からの借入金に依拠すること、それを保証するために無限連帯責任制を採用すること、村落・教区という狭い空間を活動領域とすること、組合利潤を不分割の積立金として蓄積すること、地域代表主義によって管理を行なうこと等の原則を確立した。外部からの借入金に対して組合が債務保証を与えるという機能は特に大きな意味を持つのであるが、こうした原則は、何よりも中世以来の村落自治機能に依拠して確立・維持されたことが重要であり、その点が実証的に明らかにされている。すなわち、共同地の維持・管理など残存する共同体機能に補足される形で信用組合の設立が可能となったのである。小農経営が新しい時代に対応するために創り出された信用組合であったが、それはそのような意味において、過渡的な性格を持つものであった。ただ、村落住民全員がこの組合に加入できる訳ではなかった。加入を認められたのは、共同地用益権を有するなどの村落構成員でなければならなかった点がもうひとつの論点として強調される。村落自治と農民層分解との間に当時の複雑な関係が認められたのである。

第4章では、1870年代前半に世論を賑わした、信用組合をめぐる「制度論争」について検討され、考察が加えられた。当時の貴重な文献、刊行物によると、都市を基盤として大きく発展したシュルツェ型信用組合の論客達は、出資金を徴収しない一方、借入金に依存する<ライフアイゼン方式>を銀行経営の基本に背くものとして激しい攻撃を行なった。ライフアイゼン陣営も防戦につとめた。都市と農村という基盤の違いを反映して、論争は平行線を描いたが、プロイセン政府の調査とその報告書は論争に決着をつけ、ライフアイゼン型信用組合は社会的にも認知されることになった。ここでは論争の中身自体もさることながら、都市の信用組合に対する農村信用組合の独自性が浮き彫りにされて興味深い。それは村落機能の重要性であった。

第5章では1870年代、80年代、90年代におけるライフアイゼン型信用組合のライン州全体および全国的な普及過程が考察されている。長期化する穀物恐慌と農民負債の増加は信用組合の存在意義を益々大きなものにし、組合運動は普遍性を備えて、ローカルな運動から全州的、さらには全国的な運動へと拡大された。その過程で、もうひとつの系統であるハース型信用組合の台頭が注目されるが、そこにおける組織原理、事業方式はライフアイゼン型信用組合と基本的に変わらず、その点が多く資料によって証明される。ライフアイゼンの組合はドイツにおける信用組合の原型として、正に普遍的な存在だったのである。ただ、時代の流れはこうした組合にも性格の変化をもたらした。例えば、貸付原資に占める貯金比率の上昇である。組合は当初の借入金依存体質を弱め、相互金融機関への脱皮を図ったのである。これは農村部における信用組合のより一層の普及を示す指標として重要であるが、その点も実証的に追跡されている。

ドイツにおける19世紀中葉という経済秩序の過渡期において、小商品生産者としての小農経営の広範な形成を農村信用組合設立の必要条件とするならば、未だに機能を残している村落自治の機能はその十分条件である。本論文では、一貫してそのテーマが追求されている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 太田原 高 昭
副 査 教 授 土 井 時 久
副 査 教 授 三 島 徳 三
副 査 助 教 授 坂 下 明 彦

学 位 論 文 題 名

ライフアイゼン型農村信用組合の誕生と普及に関する実証的研究

— 19世紀末まで —

本論文は、図2、表74を含む総頁数291の和文論文であり、別に参考論文10編が添えられている。

ライフアイゼン型農村信用組合は、ドイツのライフアイゼン・バンクの前身で、世界最初の農村協同組合とされている。わが国では戦前の産業組合のモデルとなったことから早くから注目されてきたが、その経済的性格についての研究は産業組合からの類推の域を出ず、ドイツにおける研究も指導者についての社会思想史的研究が主流であり、経済史的な実証研究はほとんどなされていなかった。本研究は、ドイツの農村において収集した多くのオリジナル資料によって、ライフアイゼン型信用組合の誕生と普及の過程を詳細に分析し、その経済的基礎と農村における実際の機能を明らかにしたものである。研究成果の概要は以下のように要約される。

1. 組合発祥の地となったライン州ノイヴィート郡の19世紀中葉における農村の状態を当時の統計と調査報告書によって明らかにした。小農経営は村落共同体的関係を残しながら、商品経済の浸透の下で農産物の商品化を着実に進めていたが、流通過程は前期的商人資本によって掌握されていた。この前期的商人資本および高利貸資本への農民の負債累積が当時の農村において解決されるべき最大の社会問題であり、信用組合が必要とされる客観的根拠であった。

2. 信用組合の指導者であるF. W. ライファイゼンは1840年代から50年代にかけて設立した三つの組合（ヴァイエルブッシュのパン組合、フラマースフェルトの貧農救済組合、ヘッデスドルフの福祉組合）の定款、理事会名簿および議事録を分析して、それが協同組合としての条件を満たしているかどうかを検討した。その結果、これらの組合は「自己責任」「自己管理」の条件は備えていたが、組合員と受益者が一致せず「

自助」の内実が欠如していた。これらの組合は無限連帯責任制によって資金を導入し、農村住民の借入金に債務保証を与える機能をもっていたのであるが、協同組合としては前史に位置付けられる。

3. 資金借入れの権利を組合員に限定する「自助」原則を最初に具備したのは、ライファイゼンの指導によって1862年に設立されたアンハウゼン貸付組合であることをその定款によって確認した。またこの組合が、後にライファイゼン原則として知られるようになった管理運営上の諸原則を原基的に確立していたことを当時の議事録と業務報告書によって明らかにした。ライファイゼン型農村信用組合が協同組合として確立する時期については、これまでドイツおよび日本の研究者の間で論争が行われていたが、この検証は1862年説を強く支持する結果となっている。

4. 1860年代から70年代にかけてノイヴィート郡およびその周辺に急速に普及した農村信用組合について、現存する組合員名簿および役員名簿を分析し、当時の組合員が共同地用益権と村落自治への参加権をもつ村落構成員（ビュルガー）層とほとんど重なっており、組合が農村住民全体に開放されていたのではないことを実証した。このことは、小農が新しい時代に対応するために創設された農村信用組合も、外部からの借入金に対して債務保証を与えるためには中世らしい村落自治機能に依拠することが必要だったのであり、その意味で過渡的性格をもつものであったことを示している。

5. 1870年代前半に行われた信用組合の在り方をめぐる「制度論争」を紹介し、その論点を明らかにした。当時都市部においては組織原理を異にするシュルツエ型信用組合が独自に展開しており、ライファイゼン型信用組合との間で金融機関としての正統性をめぐって激しい論争がおこなわれた。この論争にかかわる文献とプロイセン政府の調査委員会報告書をトレースすることによって、農村信用組合が都市の信用組合と比較してどのような独自性をもっていたかが明瞭に示された。

6. 19世紀末の農業恐慌期における農民負債の増大と高利貸資本による被害の実態、および問題解決のための農村信用組合の機能の有効性を当時の農村調査報告書によって明らかにした。またライン州と異なった農業構造をもつバイエルン州における農村信用組合の普及過程を分析し、ライファイゼン型農村信用組合の組織原理と事業方式が条件の異なる地域にも適用し得る普遍性をもっていたことを実証して、20世紀においてこの組合がドイツ全土に急速に普及していく要因を説明した。

以上のように、本研究は形成期のライファイゼン型農村信用組合の全体像を経済的基礎との関連で明らかにし、協同組合成立史の空白を埋めたものとして学術的に高く評価される。よって審査員一同は、別に行った学力確認試験の結果と合わせて、本論文の提出者 村岡 範男 は博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格があるものと認定した。